

陳 述 書

2008年5月30日

大阪地方裁判所裁判官 様

大阪教育合同労働組合
副執行委員長 山下恒生

1. 私の組合役員歴

大阪教育合同労働組合（以下「組合」）は1989年11月23日に結成された。結成に参加した組合員のほとんどは、それまで日本教職員組合に属していたが、日教組が「連合」に加盟するとともに文部省（当時）・教育委員会・使用者との労使協調路線を取ることを明確にしたため、これを離脱して組合を結成したものである。

私は組合結成に参加するとともに、結成大会で専従役員となり、書記長に選出された。以降、専従役員として執行委員長等を歴任してきた。2008年4月1日からは副執行委員長の役職にある。なお、組合の上部団体である大阪全労協の副議長も兼任している。

2. 当組合の性格及び組織構成

組合は、結成当時には主に大阪府内の公立学校教職員によって構成されていたが、結成当時においても非常勤講師等の地方公務員法が適用されない職員も組合構成員として存在していた。その意味で、結成当初から地方公務員法適用職員と労働組合法適用労働者によって構成される、いわゆる混合組合という法的性格を有していた。

その後の組合運動の結果、国公私立の幼稚園から大学まで、語学学校・予備校・塾なども含めて広い範囲にわたって教育に関連する労働者が組合に加入してきた。また、非日本人の教育関連労働者も多数加入してきた。現在、組合員総数は約350人であり、非正規率は40%、非日本人率は20%となり、50を超える地方自治体・私学との労使関係を持つに至っている。

なお、組合の構成員である大阪府内の公立学校教職員は、組合とは独自の職員団体を構成して、地方公務員法に基づいて大阪府人事委員会に登録している。

3. 本件団交にかかわって

(1) 〇〇の組合加入

2006年11月2日、大阪信愛女学院小学校に勤務する教員〇〇は、大阪信愛女学院(以下「信愛」)から同年11月6日から12月5日までの30日間の停職の懲戒処分を受けた。

懲戒処分に納得がいかなかった〇〇は代理人弁護士を通して、信愛に処分撤回を申し入れていた。

同年11月28日、〇〇は友人の紹介で組合を訪ねてきた。対応した私は、〇〇が停職処分の撤回と労働条件の維持・改善を求めていることから、組合に加入して信愛に団体交渉を求めるとを勧めた。その結果、〇〇は組合加入手続きを行った。

(2) 団交申し入れと信愛の対応

同月29日、組合は信愛に対して「組合加入通知及び団体交渉申入書」を内容証明郵便で送付して、団体交渉を同年12月4日に行うように求めた。団交事項は、〇〇の停職処分の撤回、担任業務への復帰等であった。

同月30日、信愛の事務長を名乗る山崎から組合に電話があり、団交開催日を12月7日に変更するように求めてきた。電話を受けた私は、12月6日から〇〇が出勤することになっており、組合は担任業務への復帰を要求しているのだから、同日より以前に団交を開催すべきだと丁寧に説明した。しかし、山崎は、12月7日でなければ団交には応じないとして、一方的に電話を切った。

同年12月1日、組合は信愛の団交日程の一方的指定に抗議しながらも同月7日とすることに同意する旨をFAXで送信した。

同月4日、信愛は団交日時を12月7日17時半から19時以内、出席者数を信愛側3名、組合側5名以内とする条件を付けて、団交を行う旨文書をFAXで送信してきた。

組合は、団交の時間や団交の参加人数等の団交開催に関するルールは団交の話し合いの中で形成されていくものであることから、団交参加人数については団交当日にその場で調整する予定で団交に臨むこととした。

(3) 団交拒否に至る経緯

大正弁護士の言動 - 白紙委任状の提示と団交妨害

同月7日17時30分、私を含む組合員ら8名で団交に臨んだところ、信愛本館第2応接室に通され、信愛側の団交出席者3名と対面した。

すると、原告が、「5名以内でないと団交をしない」旨発言し、組合側団交出席者を5名に絞るように求めてきた。

私は、原告が誰であるか承知しなかったため、「あなたは誰や」と尋ねた。

すると原告は弁護士大正健二と記載された名刺を私に手渡して、信愛の代理人であると名乗った。

私は、弁護士であるのなら居丈高に団交人数を絞れなどと求めるはずがないと思いながら、まず原告が信愛から団交の委任を受けていることについて証明するよう求めた。原告は、「信愛からの委任状である」旨述べて、鞆から書面を出して、すぐに引っ込めようとした。私は、その書面の内容がきちんと見えなかったため、きちんと見せるように求めたところ、原告は、書面を手持ったまま文字が判読できるところまで私に近づけた。同書面には、「訴訟委任状」の文字と「裁判所」の文字は記載されていたが、■■■■の名前も、組合の名前もなければ、団体交渉について委任を受けた旨の文字はなかった。

そこで私は原告に対し、「これは裁判事件の委任状ではないか。団交の委任ではない」旨追及したところ、原告は、「裁判も、団交も同じだ」と答えた。なお、この時、原告は、信愛から団交権限について口頭で委任を受けたとは一言も述べていない。

私は、「委任を受けていなければ代理人として団交に出席することはできない、そんなことをすれば弁護士法違反になる。また、委任も受けていない弁護士が団交人数を制限する権限など持つはずがない」旨、指摘した。すると、原告は、「裁判事件の委任状で団交の代理人になれる」と述べて、「団交人数は5名以内でないと団交をしない。5名を超える者は団交会場から出て行くように」と発言した。

私と組合員は、「代理人でない弁護士が団交を妨害することなどできないのだから、信愛の代表者が直接団交に出てくるか、それとも原告が団交の代理人としての委任を受けてくるかどちらかである。その上で団交出席人数について話し合って調整していくべきだ」と申し入れた。その結果、原告は、団交の代理人となる委任状を作成するから、組合側団交出席者は団交会場から退出するよう求めた。

以上のやりとりから、私は、原告が団交の委任を受けていなかったことを確信した。本件訴訟および府労委事件において、原告は、委任は要式行為ではなく委任状がなくても委任は成立すると主張しているが、この日のやりとりの中では口頭で委任されたとは一言も言わなかった。そればかりか、私および組合員が、原告は団交の委任を受けていないと追及したことに対して、委任状を作成してくると答えたのだから、いっそうのこと私は、団交の委任はなかったと確信したのである。また、委任が要式行為でないとしても、第三者から委任の有無を聞かれた場合は、委任者が説明するか、あるいは書面で委任の事実を証明すべきである。弁護士だからといって委任を証明しないことが許されるはずがない。私は、裁判所に訴訟を提起する場合は、事件を受任した弁護士は委任状を提出することになっていると理解していた。委任が要式行為でなく、口頭での委任が有効であり、書面による証明すら必要ないのであれば、裁判所はな

ぜ訴訟委任状を必要とするのであろうか疑問である。

信愛の団交委任状作成

私を含め組合側団交出席者が玄関で待機していたところ、原告は信愛の理事長室に引き返し、同日 17 時 45 分ごろに信愛から団交について委任を受けた旨の委任状を私らに提示してきた。私は、委任状を見て、原告が信愛から団交委任を受けたと認識した。

信愛による団交拒否

上記委任状を提示した原告は、玄関先で私および組合側団交出席者らに対して、あらためて5名以内でないと団交をしないと通告してきた。

団交会場の広さや用意されていた椅子の数は、組合側団交出席者8名を十分に収容できるもので、その他にも5名に絞る合理的な理由は見あたらなかったこともあり、私らは、「なぜ5名なのか、8名ではなぜダメなのか、6名、7名でもダメなのか、調整をしよう」と申し出た。しかし、原告は、「団交人数を5名以内に絞らないと団交をしないと」と繰り返し述べた。私が、「団交人数を制限して、従わない場合は団交をしないとというのは、団交拒否にあたる。それでは団交ができない」と抗議すると、原告は「せっかくだから話をしたい」と述べたが、団交人数はあくまで5名以内でなければならないとした。原告によれば、団交人数を5名以内に絞る条件に従うのであれば団交を行うという意味であった。そこで、私らは、「5名以内に絞らないと団交しないというのは団交拒否にあたる。府労委に救済を申し立てるので、そこで会おう」と述べて引き上げた。

同日 20 時前、組合は信愛に対し、原告および信愛の不当労働行為について抗議文をファックス送信した。

4 . 争議活動の経過

(1) 労働委員会への救済申立

組合は、上記団交拒否事件について同年12月8日、大阪府労働委員会(以下「府労委」)に救済を申し立てた(大阪府労働委員会平成18年(不)第66号大阪信愛女学院事件)。

2007年1月19日、府労委の第1回調査が行われた。原告は感情丸出しの答弁書や後述する組合のビラ配布活動を非難する準備書面を提出し、署名活動や子どもへのビラ配布は正当な組合活動の範囲を超えているから指導してほしいと府労委に訴えた。府労委は、「これらのことは労働委員会で扱うことはありません」と断った。府労委は、双方に対し、事実関係について釈明を求めて第1回調査は終わった。

(2) 宣伝活動 - ビラ配布、HP掲載

■■■は同年12月6日より出勤したが、職員室待機を命じられ、端に追いやられた机に座ることだけが仕事となった。そこで、同年12月14日付で担任復帰を求める書面を代理人を通じて信愛に送付した。しかし、信愛は代理人である原告を通じて同年12月18日付で担任復帰を拒否するとともに、■■■が停職処分後もライブ音楽活動を続けているから、新たな処分を検討していることを通知してきた。■■■は、同年12月28日、大阪地裁に担任地位保全仮処分を申し立てた。

こうした状況を踏まえて、組合は、2学期の終了日である同年12月23日、争議通告書を信愛に送付して、3学期からの担任復帰がない場合には大衆的抗議行動を開始すると通告した。

年が明けて3学期に入ったが、信愛は■■■を担任に復帰させなかった。そこで、組合は事前通告通り、2007年1月12日、信愛による■■■の停職処分・担任外し、また組合との団交拒否の不当性を訴えるビラ配布を信愛小学校前で行った。ビラの中には、原告が団交の委任を受けていなかったことの問題性も記載したが、それは上記3.(3)で述べた通り、私も組合員も、団交拒否当日のやりとりで原告が団交委任を受けていなかったことを確信したからであった。なお組合の動きとは別に、同年1月6日付朝日新聞による停職事件・労働審判申立の報道に接した■■■の教え子や保護者が中心になって署名活動が開始された。

また組合は、争議状況を組合のホームページに掲載した。その中には、府労委への申立書や上記ビラを掲載した。

(3) 労働審判等との連携

■■■は2006年12月5日に懲戒処分の取り消しを求める労働審判を大阪地裁に申し立てた。2007年1月19日の労働審判第1回期日に先立って、■■■は代理人を通じて調停案を文書で提出した。その内容は、停職処分の受け入れと4月からの担任復帰であった。

第1回期日に、調停が開始された。■■■は調停の様子を私に伝えたが、それによると、「信愛は、■■■が懲戒処分後もライブ活動を行っているから解雇を考えていると言った」「労働審判委員の人も、このままでは相手が解雇すると言っているので自主退職したらどうかと言った」ということであった。また実際、労働審判委員会は、■■■の自主退職を調停案として提示した。

同年1月24日、■■■と組合は労働審判事件の■■■の代理人を訪ね、労働審判では停職処分の妥当性についての審判を求め、自主退職の調停には応じないように要請した。同代理人はこの要請を了解した。

同年1月終わりに開かれた地位保全仮処分申立の第1回審尋では、労働審判と同じ調停案が示され、労働審判の場で調停を進めることとなった。

以上の労働審判および仮処分申立における原告の発言を■■■から聞いた私は、労働審判に提出された原告作成の答弁書や準備書面を見ていたこともあって、裁

判所で原告がクビだ！クビだ！と言い続けていると認識した。

信愛が■■■を解雇しようとしていることを知って組合は、同月 26 日、下校時に駅頭でビラ配布を行った。中学生 2 人がビラを受け取って交わした次のような会話も聞こえてきた。「まじ、ええ先生やで。何も問題あれへん。労働組合が出て来たから、おおごとになってるだけや。絶対やめさせへんで」。

また組合は、同年 2 月 3 日、地域の労働組合等の支援を得て、信愛小学校前でビラ配布を行った。

同月 2 日、■■■は代理人に自主退職を選ばない意向を伝えた。また、同月 5 日、■■■は代理人に対して、調停は応じないで停職処分取り消し申立の審判を求めるだけにしてほしいこと、またこのことを書面で裁判所に提出してほしいと要請した。代理人はこのことを了承した。

同月 8 日、労働審判第 2 回期日が開かれた。■■■は、代理人から上記書面が提出されていると信じて、労働審判に臨んだ。しかし、労働審判委員会が前回提示の調停を進め出した。■■■は書面で提出しても、労働審判委員会は取り上げてくれず、調停しかないと判断したのだと思い、異議を出せなかった。その結果、双方代理人の間で調停文書の修正が行われ、調停が成立した。調停事項は、■■■は当日付で退職、退職金は退職金規程通り支給 ■■■は、停職処分は有効と認める その他の請求は放棄 地位保全仮処分の取り下げ 債権債務の不存在、であった。

当日、私は■■■から電話で、労働審判の結論を聞いた。

同月 9 日に開かれた府労委第 2 回調査において、信愛は前日付で■■■が退職した事実を書面で報告した。府労委は事件の扱いをどうするか組合に釈明を求めた。組合は、事実関係をつぶさにつかんでいなかったため、後日対応するとした。しかし、労使関係が消滅してしまった以上、事件を維持することは無意味であった。そこで、組合は、同月 26 日、府労委に事件の取り下げを申し立てた。

(4) 労働審判等における大正弁護士の発言

上記の通り、労働審判および仮処分事件において、原告は、■■■の新たな処分を考えているとの発言を繰り返した。また労働審判委員会は■■■に対して、「このままでは相手方が解雇すると言っていますので、自主退職してはどうか」と調停案を示した。これら原告の発言について、■■■の代理人も、懲戒解雇を意味しているとして認識した。

このように、原告の発言を■■■および同代理人から聞いた私は、原告が裁判所でクビだ！クビだ！と発言しているとして認識した。

5. 大正弁護士に対する懲戒請求

原告は信愛代理人として、府労委事件において 2007 年 1 月 18 日付準備書面を提出

した。その中で、「又申立人は『弁護士法違反』と主張しているが、そもそも弁護士法のどの条文に違反するのか教えてもらいたいものであるが、申立人は弁護士法の内容も知らずに主張しているようである。申立人の上記主張は、申立書で主張するだけであれば、法律家でない素人の主張として見過ごすことも出来るが……。被申立人としては、申立人に対して上記行為についての明確な謝罪を求めると主張した。

このような人を見下した書面を提出する原告に対して、私および組合は、労働委員会においては弁護士法違反を問題にすることは出来ないため、原告の希望通り、弁護士会に懲戒請求を行うことにした。

原告が認識するように、私および組合員は法律家ではない。このような「素人」に対して、法知識を広め、「法の支配」による社会を実現するのが、法律家たる弁護士が果たすべき社会的役割のはずである。だから弁護士は社会的信用を得るために、なにより法律的「素人」には誠実に対応すべきである。このことが、弁護士法第1条および弁護士職務基本規程第5条に規定されていると、私は思った。この弁護士法等に照らし合わせると、原告の団交妨害および拒否の行為は、とても誠実に職務を行っているとは思えなかったのである。

2007年1月25日、組合は兵庫県弁護士会に原告の懲戒請求を行った。

兵庫県弁護士会綱紀委員会は、同年6月25日懲戒委員会に事案の審査を求めないことを議決し、これを受けて同年7月25日兵庫県弁護士会は原告を懲戒しないことを決定した。しかし、綱紀委員会の判断は、懲戒請求理由を、原告が団交の委任をうけないまま団交を妨害したことにあると曲解し、また懲戒請求人たる組合からの事情を聞くことなく、原告が団交委任を受けていたことは、原告が言っているから間違いないとして、議決されたものであった。

組合が求めたのは、白紙委任状では団交委任を証明したことにならず、団交委任を証明しないままに団交開催を妨害したことは、誠実に職務を行うことを規定する弁護士法に違反するというものであった。そこで、組合は、兵庫県弁護士会の決定に異議を唱えて、同年9月21日付で日本弁護士連合会に異議申出書を提出した。

2008年1月30日、日弁連綱紀委員会第1部会は、本件異議の申し出を棄却するとの決定を行った。その理由は、兵庫県弁護士会の判断に誤りがないというだけのものであった。日弁連は、組合が異議申出書であげた論点についての言及をしなかった。

同年2月25日、組合は綱紀審査会に綱紀審査申出を行った。現時点において、綱紀審査会の結論は出ていない。

6. 刑事告訴について

原告は、組合が兵庫県弁護士会に懲戒請求を行うよりも前に、私を大阪地方検察庁に信用毀損罪で刑事告訴した。

大阪地検による私の事情聴取は2007年12月14日に行われた。

検察官の説明によれば、原告が告訴しているのは、同年1月12日のビラ配布（委

任を受けていないから弁護士法違反だとの記述) のことであり、取り調べにあたって整理したことは次の通りであった。ビラ配布は組合活動である。大正弁護士が委任を受けていたことは事実である。山下は、大正弁護士が委任を受けていないと理解した。ビラ配布等についての事情聴取は 30 分程度行われた。しかし、調書は作成されなかった。

後日、私は、大阪地検に電話をかけて、告訴の結果がどうなったかを尋ねた。担当検事は、「不起訴です」と回答した。

原告には、大阪地検から処分通知書が届いているはずである。原告は、弁護士会の懲戒請求に関する決定書等は、時をおかずに書証として提出しているが、大阪地検の処分通知書を提出しないままである。

7. 本件損害賠償請求と労働組合運動

原告は、本件損害賠償請求の理由として、組合が配布したビラおよびHPによって原告の名誉・信用が毀損されたことを主張する。

ところで、原告は信愛の代理人を名乗りあるいは代理人であることを証明して、組合および組合員に対峙した。従って、原告と組合および私は、労使争議の当事者として対峙したのであった。本件損害賠償請求の理由とされるビラおよびHP記載の事実は、労働争議を情宣したものである。また、ビラおよびHPは労働組合の活動手段・道具である。そして、このようなビラ配布およびHP掲載行為は、労働組合の団体行動権に属する行為であり、日本国憲法 28 条に保障された労働基本権である。

そこで、本件訴訟は、私個人が原告個人の名誉・信用を毀損したかどうかを争うものでなく、労働組合の活動が使用者およびその代理人の名誉・信用を毀損したかどうかを判断するものでなければならない。

団体行動権を含めた労働基本権が社会的に承認されていくのには、長い年月と多くの労働者の犠牲が必要であった。1824 年イギリスにおいて団結禁止法が廃止されたものの、労働者の団結の刑事罰からの解放は、団体交渉権・団体行動権の法認に直ちに結びついたわけではなかった。ようやく 19 世紀おわりから 20 世紀はじめにかけて労働組合活動の刑事・民事免責が認められるようになり、1919 年のワイマール憲法によって労働基本権は法認された。その後、日本国憲法に引き継がれたのであった。

このように日本国憲法で保障された団体行動権は、それが憲法に違背する場合などを除いては、制約できない。従って、団体行動権の行使としてなされる行為は、刑事・民事上の適法性が推定されるのである。そこで、本件ビラ配布およびHP掲載という団体行動は、それが団体行動権の行使でないことが立証されない限り、あるいは憲法に違反することが立証されない限り、刑事・民事罰は科せられないというべきである。

本件訴訟提起が労働基本権の否認を意味していることから、大阪はもとより日本全国の労働組合は強い関心を寄せている。万が一にも、原告の請求の一部でも認められ

るなら、全国の労働組合は大きな抗議の声を上げるであろう。その声は、海外の労働組合に共鳴して拡大して行くであろう。

私は、本件訴訟をこのように重大な訴訟であると認識している。全生涯を労働運動にかけている者として、本件の結論は請求棄却しか考えられない。

8 . 結語

本件訴訟は、組合としての争議が終結して、1ヶ月以上たって起こされたものである。

本件提訴が、常軌を逸しているのは、争議終結後に起こされただけでなく、争議自体が原告の思惑通りに終わっていたからである。また、使用者でない弁護士が労働組合を提訴することも異様なことである。弁護士ゆえに、訴訟提起はお手の物であろうが、法律をもてあそぶべきではない。弁護士は紛争の解決にあたるべきであり、紛争を作り出すべきではないだろう。心のない専門家ほど厄介なものはない。

裁判所におかれては、いたずらに紛争を惹起する前例を作らないためにも、本件請求の完全棄却をしていただきたい。

以 上